

西東京市市内事業者応援資金助成制度申請要綱

第1条 趣旨・目的

緊急事態宣言の発令により売上げが減少するとともに、国の持続化給付金が給付されず、家賃や人件費等の固定経費の支払いが負担となっている市内中小企業・個人事業主の方に対する負担軽減及び事業継続の支援のため、市内事業者応援資金助成金（以下「助成金」という。）を給付するものとする。

第2条 事務局の設置

前章の目的を達成するため、西東京商工会（以下「事務局」という。）において助成金給付に必要な事務を行う。

第3条 助成対象者

助成金の助成対象者は、西東京市市内事業者応援資金助成事業認定基準第2に掲げるもので西東京市市内事業者認定申請書の交付を受けた者でなければならない。

第4条 助成金額

助成額は、一事業者、一件、一律20万円とする。

第5条 助成金申請

助成金の申請においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 申請期間

助成金の申請受付期間は、令和2年7月3日から令和2年9月30日までとする。

(2) 申請方法

申請者は、申請期間内に事務局が定める方法で事務局に必要な情報及び証拠書類等を提出することにより、申請を行うものとする。

(3) 申請時に必要な基本情報

申請者は、次に掲げる情報を事務局に提出するものとする。

- ①産業振興課発行の認定書の認定番号
- ②商号（屋号）または法人名
- ③郵便番号
- ④事業所所在地
- ⑤事業所電話番号
- ⑥代表者役職・氏名
- ⑦業種
- ⑧担当者役職・氏名
- ⑨担当者携帯電話

⑩連絡用メールアドレス

⑪口座情報

⑫誓約書

⑬代表者本人名義または法人にあっては法人名義の振込先口座に関する情報

(4) 助成決定

助成が決定した場合には助成決定通知を、否決が決定した場合には否決通知を事務局から申請者に通知する。

第6条 宣誓・同意事項

申請者は次に掲げる全ての事項について宣誓又は同意するものとし、事務局は、当該宣誓又は同意した者に限り、助成金を給付する。

(1) 第3条の給付対象者の要件を満たしていること。

(2) 第5条(3)の申請時に必要な基本情報(以下「基本情報等」という。)の内容が虚偽でないこと。

(3) 事務局及び事務局が委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。

(4) 不正受給等(持続化給付金に対する偽りその他の不正の行為)が判明した場合には、第7条の規定に従い助成金の返還等を行うこと。

第7条 不交付決定

申請者の申請が助成要件を満たさないこと又は不交付要件に該当することが疑われる場合、会長は、事務局を通じ、次の対応を行う。

(1) 提出された基本情報等について審査を行い、不審な点が見られる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び会長が委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した助成金について調査を行う場合も同様とする。

(2) 事務局は、調査の結果、申請者の申請が助成要件を満たさないこと又は不交付要件に該当することが判明した場合には、その旨を会長に報告する。事務局は、会長の指示に従い、当該申請者に対し、助成金の返還に係る通知を行う。

2 助成金の不正受給に該当することが疑われる場合、会長は、事務局を通じ、本条(1)の対応に加え、次の対応を行う。

(1) 不正受給を行った申請者は、補助金を返金するとともに補助金と同額の違約金を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。

(2) 不正受給が判明した場合は、事務局は原則として申請者の屋号・社名等を公表する。

(3) 事務局は、不正の内容により、不正に補助金を受給した者を告発する。

3 申請者から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

第8条 商工会からの通知

今回の申請に伴って提出された連絡先等に、今後、事務局から各種支援策等の通知を行うことがある。

第9条 その他

本要綱に定めのないものにおいて、申請に必要な事項については、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。